

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成30年10月15日

東京都作業部会確認年月日 平成30年10月18日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年12月16日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（伊豆ベロドローム）

案件名 借上財産評定委員会の結果について（伊豆ベロドローム）

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、自転車競技（トラック・マウンテンバイク）の競技会場となる伊豆ベロドローム及び伊豆マウンテンバイクコースの運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な価格（損失補償額）で確保することを目的とし、組織委員会内の外部有識者等から成る借上財産評定委員会の付議を経て、上限額を評定するものである。 ・ 当該上限額がV2予算内に収まっている。 ・ 上記2施設のうち伊豆ベロドロームは、パラリンピック競技が実施される予定であり、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項である。 <p style="color: red;">(令和2年12月15日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <p style="color: red;">なお、伊豆ベロドロームの動産移転における、大会延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年5月31日の合意では、民間所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担することとなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

<p>経費の内容等 が必要性（必要 な内容、機能か など）、効率性 （適正な規模、 単価かなど）、 納得性（類似の ものと比較し て相応かなど） 等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>必 要 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊豆ベロドローム及び伊豆マウンテンバイクコースは、東京2020大会の自転車競技会場（トラック・マウンテンバイク）であり、土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業である。 （令和2年12月15日 契約変更に伴う確認・追記） ・ 伊豆ベロドローム内諸室を大会で使用するため、諸室内の動産移転にかかる費用について、平成30年10月3日借上財産評定委員会による評定及び同月18日の東京都作業部会への付議を経て、組織委員会と動産所有者との間で動産移転補償契約書を締結した。 ・ これに基づき、動産所有者がコンテナを設置の上、動産の移転及び保管をしていたところ、令和2年3月に大会の延期が決定した。 ・ 現行の契約書の契約期間が令和2年12月31日までであることから、現時点で動産移転期間を大会終了後まで延長する必要がある。 	
	<p>効 率 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償対象は、施設の借上げに伴い、施設所有者が当該地で事業展開している施設の休業が余儀なくされ発生する損失である。 ・ 各施設の使用期間は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 ・ 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。 ・ 以上から、適正な規模、基準による算定といえる。 （令和2年12月15日 契約変更に伴う確認・追記） ・ 大会延期に伴う動産移転の取扱いの検証結果については、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 ・ ①動産を一時ベロドローム内諸室に戻す場合と、②動産をコンテナ内で保管し続ける場合の経費を比較検討した結果、②の動産をコンテナ内で保管し続ける場合の方が安価となる。 上記検討を踏まえ、本件は②を前提とした経費負担が妥当であると考えます。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> 算定にあたっては、施設所有者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。 又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 <p>(令和2年12月15日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 動産移転期間の延長にあたり、交渉・精査をし、必要最低限の内容とすることで経費の削減に努めている。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> 東京2020大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 借上財産評定委員会で承認された金額は借上げの上限額である。今後の交渉の中で、一層の経費縮減に努めて頂きたい。 <p>(令和2年12月15日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成30年6月18日

東京都作業部会確認年月日 平成30年6月21日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年8月7日)

(契約変更に伴う再確認日 令和2年12月11日)

(新規契約に伴う再確認日 令和2年12月16日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（オリンピックスタジアム）

大会延期に伴う影響への対応について

案件名 借上財産評定委員会の結果について（オリンピックスタジアム）

大会延期に伴う影響への対応について

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、東京2020大会のメインスタジアムとなるオリンピックスタジアムの運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な価格（損失補償額）で確保することを目的とし、組織委員会内の外部有識者等から成る借上財産評定委員会の付議を経て、上限額を評定するものである。 ・ 当該上限額がV2予算内に収まっている。 ・ オリンピックスタジアムは、パラリンピック競技が実施される予定であり、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項である。 (令和2年8月6日 契約変更に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 (令和2年12月10日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 本施設借用にかかる既存経費分の消費税影響額については、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項である。 なお、本施設借用にかかる追加経費分の消費税影響額については、延期に伴う追加経費であり、その取り扱いは現時点で未定である。 (令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年5月31日の合意では、民間及び国(JSCを含む)所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担することとなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

<p>経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリンピックスタジアムは、東京 2020 大会のメインスタジアムであり、土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業である。 (令和 2 年 8 月 6 日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 今般の 2020 大会の開催時延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 ・ なお、本施設については、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 ・ 既に工事が令和 2 年 1 月より着手されている当該施設については、組織委員会より上記②に該当し、延期後の大会に向けて全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、仮設物を残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が総合的に見て安価となる旨説明を受けている。 ・ 設置済みの陸上競技施設（サブトラック等）を一旦撤去した後の再設置は、工期的に来年 4 月に予定されている陸上競技のテストイベントまでに間に合わないため、本施設を存置し、借用を継続する。 ・ これらを踏まえ、大会延期決定後の本施設の借用範囲・期間は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、必要最小限となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和 2 年 1 2 月 1 0 日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 営業休止補償に関する消費税の制度上の取扱いにかかる経費である。 (令和 2 年 12 月 15 日 新規契約に伴う確認・追記) ・ 本施設は、大会運営上不可欠であり、延期後も確保の必要がある。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償対象は、施設の借上げに伴い、施設所有者が当該地で事業展開している施設の休業が余儀なくされ発生する損失である。 ・ 各施設の使用期間は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 ・ 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の 	

		<p>施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上から、適正な規模、基準による算定といえる。 (令和2年8月6日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 大会延期時点で未使用だった施設については返却し、令和2年度は最小範囲での借上げとすることで経費の削減が図られる。 (令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記) ・ 大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っている組織委員会から説明を受けているが、その対象を妥当とする考え方などについて、引き続き確認していく必要があると考える。 	
	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定にあたっては、施設所有者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 (令和2年8月6日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 変更後の借用期間に対する営業補償額について、改めて「借上財産評定委員会」における評定を実施し、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 (令和2年12月10日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 営業休止補償にかかる消費税影響額については、改めて「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。 (令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記) ・ 大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っている組織委員会から説明を受けているが、その負担が相応のものとなっているか、引き続き確認していく必要があると考える。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京2020大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 (令和2年8月6日 契約変更に伴う確認・追記) また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 (令和2年12月10日 契約変更に伴う確認・追記) ・ 本施設借用にかかる消費税影響額については、会場確保のた 	

	<p>めに必要不可欠なものであり、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>なお、本施設借用にかかる追加経費分の消費税影響額については、延期に伴う追加経費であり、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p> <p>(令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 ・本経費については、経費の負担の内容について、公費負担の妥当性を検証・確認する必要があるため、確認がとれるまでは全額組織委員会負担とする。 	
--	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年12月15日

東京都作業部会確認年月日 令和2年12月16日

事業名 会場借上げ費用

案件名 大会延期に伴う影響への対応について

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	・延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	・大枠の合意において民間及び国（JSC を含む）所有施設の確保は組織委員会の分担となっており、会場確保に伴う関連事業者への大会延期に伴う影響対応も組織委員会で対応することが効率的、効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>・ オリンピックスタジアムは、東京 2020 大会のメインスタジアムであり、当該競技会場の運営に必要な土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業であり、延期後も確保の必要がある。</p> <p>・ 大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っているが、その対象を妥当とする考え方などについて、引き続き確認していく必要があると考える。</p> <p>・ 大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っているが、その負担が相応のものとなっているか、引き続き確認していく必要があると考える。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>・ 延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p> <p>・ 本経費については、経費の負担の内容について、公費負担の妥当性を検証・確認する必要があるため、確認がとれるまでは全額組織委員会負担とする。</p>	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年10月14日

東京都作業部会確認年月日 令和2年10月14日

新規契約に伴う再確認日 令和2年12月16日

事業名 会場借上げ費用

案件名 会場借上げに伴う関連事業者への営業休止補償について

大会延期に伴う影響への対応について

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、東京2020大会のメインスタジアムとなるオリンピックスタジアムの運営に必要な土地・施設等を確保するにあたり、営業休止を余儀なくされる関連事業者への損失補償である。 オリンピックスタジアムは、パラリンピック競技が実施される予定であり、平成29年5月31日の合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事項である。 <p>(令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月31日の合意では、民間及び国（JSCを含む）所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担することとなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、	<ul style="list-style-type: none"> オリンピックスタジアムは、東京2020大会のメインスタジアムであり、当該競技会場の運営に必要な土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業である。 <p>(令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本施設は、大会運営上不可欠であり、延期後も確保の必要がある。 	必要性

<p>納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償対象は、施設の借り上げに伴い休業が余儀なくされる関連事業者に発生する損失である。 ・ 各施設の使用期間は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 ・ 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。 ・ 以上から、適正な規模、基準による算定といえる。 <p style="color: red;">（令和 2 年 12 月 15 日 新規契約に伴う確認・追記）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っているが、その対象を妥当とする考え方などについて、引き続き確認していく必要があると考える。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定にあたっては、関連事業者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。 ・ 又、業務委託先である補償コンサルタントが検証を行っており、算定上、適正性、公正性が担保されているといえる。 <p style="color: red;">（令和 2 年 12 月 15 日 新規契約に伴う確認・追記）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っているが、その負担が相応のものとなっているか、引き続き確認していく必要があると考える。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 ・ 当該事業者以外の関係事業者への補償額を含め、社会状況を踏まえて一層の経費縮減を図り、V4 予算内に収めること。 <p style="color: red;">（令和 2 年 12 月 15 日 新規契約に伴う確認・追記）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 ・ 本経費については、経費の負担の内容について、公費負担の妥当性を検証・確認する必要があるため、確認がとれるまでは全額組織委員会負担とする。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和2年3月18日

東京都作業部会確認年月日 令和2年3月19日

新規契約に伴う再確認日 令和2年12月16日

事業名 借上財産評定委員会の結果について（横浜スタジアム）

大会延期に伴う影響への対応について

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、本大会における野球・ソフトボール会場の競技会場となる横浜スタジアムの運営に必要な施設を確保するに当たり、必要となる損失補償である。 オリンピック競技が実施される予定であり、大枠の合意に基づき、オリンピック経費の全額を東京都が負担する事項である。 パラ経費はなし。 <p>(令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 都外自治体所有施設の競技会場の確保は、大会運営の主体である組織委員会が担うこととなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> 横浜スタジアムは、東京2020大会の上記競技の競技会場であり、土地、施設等の確保は、大会運営に不可欠である。 <p>(令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本施設は、大会運営上不可欠であり、延期後も確保の必要がある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の使用期間については、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 <p>(令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っているが、その対象を妥当とする考え方などについて、引き続き確認していく必要があると考える。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償対象は、施設の借上げに伴い休業を余儀なくされる、当該施設の施設運営者に対する損失補償である。 ・ 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 <p>(令和 2 年 12 月 15 日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っているが、その負担が相応のものとなっているか、引き続き確認していく必要があると考える。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切と言える。 ・ 今後の交渉の中で、一層の経費縮減を図り、V 4 予算内に収めること。 <p>(令和 2 年 12 月 15 日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 ・ 本経費については、経費の負担の内容について、公費負担の妥当性を検証・確認する必要があるため、確認がとれるまでは全額組織委員会負担とする。 		

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

東京都担当確認年月日 令和2年12月15日

東京都作業部会確認年月日 令和2年12月16日

事業名 会場借上げ費用

案件名 競技会場における大会延期に伴う影響への対応について

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意において都外自治体所有施設の確保は組織委員会の分担となっており、会場確保に伴う関連事業者への大会延期に伴う影響対応も組織委員会で対応することが効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜スタジアムは、東京2020大会の野球・ソフトボール競技会場であり、当該競技会場の運営に必要な土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業であり、延期後も確保の必要がある。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っているが、その対象を妥当とする考え方などについて、引き続き確認していく必要があると考える。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っているが、その負担が相応のものとなっているか、引き続き確認していく必要があると考える。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 ・本経費については、経費の負担の内容について、公費負担の妥当性を検証・確認する必要があるため、確認がとれるまでは全額組織委員会負担とする。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年9月13日

東京都作業部会確認年月日 令和元年9月18日

新規契約に伴う再確認日 令和2年12月16日

事業名 借上財産評定委員会の結果について（富士スピードウェイ）

大会延期に伴う影響への対応について

案件名 借上財産評定委員会の結果について（富士スピードウェイ）

大会延期に伴う影響への対応について

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、自転車競技（ロード）の競技会場となる富士スピードウェイの運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な価格（損失補償額）で確保することを目的とし、組織委員会内の外部有識者等から成る借上財産評定委員会の付議を経て、上限額を評定するものである。 パラリンピック競技が実施される予定であり、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。 <p>(令和 2 年 1 2 月 1 5 日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 5 月 31 日の合意では、民間所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担することとなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）	<ul style="list-style-type: none"> 富士スピードウェイは、東京 2020 大会の自転車競技（ロード）の競技会場であり、土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業である。 <p>(令和 2 年 1 2 月 1 5 日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本施設は、大会運営上不可欠であり、延期後も確保の必要がある。 	

<p>等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補償対象は、施設の借上げに伴い、施設所有者が当該地で事業展開している施設の休業が余儀なくされ発生する損失である。 各施設の使用期間は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。 (令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記) 大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っているが、その対象を妥当とする考え方などについて、引き続き確認していく必要があると考える。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 算定にあたっては、施設所有者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 (令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記) 大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っているが、その負担が相応のものとなっているか、引き続き確認していく必要があると考える。 	
<p>その他経費の内容等 が公費負担の対象 として適切なもので あること</p>		<ul style="list-style-type: none"> 東京2020大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 今後の交渉の中で、一層の経費縮減を図り、V3予算内に収めること。 (令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記) 延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 本経費については、経費の負担の内容について、公費負担の妥 	

	当性を検証・確認する必要があるため、確認がとれるまでは全額 組織委員会負担とする。	
--	--	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。